

第 57 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 24 年 9 月 25 日（火）14：59～15：23

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局調査企画課課長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局経済統計課統計総務グループ企画役、東京都総務局統計部調整課長

【事務局等】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、白岩総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

（1）平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果について

（2）その他

5 議事録

○樋口委員長 定刻前ですが、本日出席予定の先生方皆さんいらっしゃいますので、ただいまから第 57 回「統計委員会」を開催いたします。本日は縣委員、安部委員、川本委員、北村委員、中村委員が所用のため御欠席でございます。

また、オブザーバーとして出席いただいております各府省におきまして、9 月の人事異動に伴い御出席いただく方に変更がございます。一言御挨拶いただければと考えております。

まず、総務省統計局須江統計局長にお願いしたいと思います。

○須江総務省統計局長 9月11日付で統計局統計調査部長から引き続いて統計局長の福井局長の後任として就任いたしました。公的統計の発展整備のために引き続き努力してまいりたいと思いますので、何とぞ御指導・御鞭撻よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 よろしく申し上げます。

続きまして総務省統計局曾田統計調査部長でございます。

○曾田総務省統計局統計調査部長 前任の須江統計局長の後任で統計調査部長にまいりました曾田と申します。

約5年前この統計委員会の第1回目のときに、最初の諮問の担当の統計審査官として、住宅・土地統計調査の諮問をさせていただいて以来の長いおつき合いでございますが、引き続きよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に人事異動がございましたので併せて御挨拶をお願いいたします。総務省平山政策統括官お願いいたします。

○平山総務省政策統括官 9月11日付で伊藤政策統括官の後任として政策統括官を拝命しました平山でございます。

6月に報告をいたしました23年度の統計法の施行状況報告につきまして、厳しい暑さの中、精力的に御審議いただいたと伺っております。ありがとうございます。

私といたしましては、後ほど取りまとめられる報告書の御指摘を生かして、基本計画全体の推進に努めさせていただきたいと思いますので、御指導・御協力のほどよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 よろしくお願いいたします。

最後に内閣府大臣官房統計委員会担当室の清水参事官、お願いいたします。

○清水内閣府統計委員会担当室参事官 統計委員会担当室の参事官に着任いたしました清水です。どうぞよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 それでは、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、本日用意されております資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 お手元の資料について御説明いたします。御用意した資料は1つです。「平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(案)」でございます。これまで基本計画部会、ワーキンググループで審議してきたものでございますけれども、これは本日の委員会にて最終的にお諮りするということになっております。そのほかに参考資料が全部で1～5までございます。

私からの説明は以上です。

○樋口委員長 それでは、審議に入ります。「平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告」についてでございます。

本件につきまして、資料で用意しました「平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」今のところは案ということでございますが、9月6日の第36回基本計画部会で審議され、部会長一任で了承されているものでございます。

一部御意見を承りました部分につきまして、皆様の意見を反映させた上で、また事務局において表現の整理等をしていただきました。変更箇所につきまして、事務局から説明をお願いします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 主に9月6日、前回の基本計画部会で出された意見をもとに修正したものでございます。前回から大きく変わりましたのは、表紙をめくっていただきますとまず「はじめに」というのがございます。その次のページに「概要」というのがございます。この2枚については新たに追加をいたしました。

この2枚の内容につきましては、委員の皆様にご電子メールでお送りいたしまして、意見等をいただき、それらの意見も反映したものが、今、こちらに用意されております。これが大きな変更点でございます。

前回9月6日の基本計画部会で出された意見を反映して修正した点でございますが、更に1ページ開いていただきますと目次でございます。目次で「Ⅱ 各ワーキンググループの検討結果」の下のレベルです。第1ワーキンググループ関係、第2ワーキンググループ関係とございます、下のレベルの小見出しの数字を、前回では第1、第2という形にしておりましたのを、わかりづらいということで、(Ⅰ)～(Ⅲ)という形に変更いたしました。

あと大きく変わりました点が44ページ、45ページ見開きでございます「まとめ」の部分になります。この「まとめ」の部分に幾つか出てまいります表現で、文末の「何々しているところである」という表現を削除いたしました。

小見出し1の表記ですけれども「統計委員会における検討結果」としております。基本計画部会では「基本計画部会における検討結果」という表現でございましたけれども、これを統計委員会という形で修正をいたしました。

第1段落の最後の文章、東日本大震災に係る対応について審議したことをこの段落の中で明記いたしました。

第2段落から第3段落にかけてですけれども、第2段落の最初の文章「結論等については、Ⅰ、Ⅱにおいて述べた。」ここで一旦文を切りまして、第3段落に改めております。第3段落では「基本計画に盛り込まれた事項について」という形で始めております。ここで「総じて言えば」という文言を「成果を上げつつある」の直前に移動いたしました。それから、この文章で最後の文「と、当委員会は判断した。」という形で主語を明らかにいたしました。

同じくこの第3段落で「具体的には」以下の文章につきましては、当初案ですとここで改行してございましたけれども、改行せずに同じ段落にすることで、第3段落は積極的な評価に関する記述であるという形で整理をしております。

同じくこの第3段落の最後の文章「自己評価が明らかに妥当性を欠くという例は認められなかった。」という形で文章を閉じております。以前の案ですと「ことから裏付けられている。」という文章をつけ加えておりましたけれども、これを単純にしたということでございます。

1つ飛びまして第5段落の文章に「当委員会は」を追加いたしまして、主語を明らかにいたしました。

それから、それに引き続き政府一体となって取組を期待する7項目が箇条書きされておりますけれども、一番最初の項目、国民経済計算関係につきましては、重点的な審議課題の表記にそろえました。一番下7つ目の東日本大震災関連の記述も同様です。重点的な審議課題の表記にそろえております。

44 ページ最後の段落「なお、平成23年度統計法施行状況報告においては、統計調査の実施過程で統計の信頼性を失わせかねない事案が報告されている」。以前の文章ですとこの部分が「統計法との関連で問題があると見られる事案」という表記にしておりましたけれども、それでは抽象的過ぎるという指摘を受けまして、この部分修正をしております。

45 ページの最後の文「当委員会としては」で始まる文章ですけれども、文意をわかりやすくするために余分な文節を落としております。この文章の閉じ方ですけれども、以前の案ですと「取り組んでいく考えである。」という案でございましたが、それだと何に取り組むのかが記述されていないという指摘を受けまして「その役割を果たしていく所存である。」という形に変更しております。

【本編】に関しては以上のとおりでございます。

【資料編】にまいりまして資料3、68 ページでございます。この表のタイトルが前回のですとややはっきりしないということで、ここでは「各府省が『実施済』と自己評価した事項に対する統計委員会としての評価」というタイトルにいたしました。あくまでも統計委員会が評価したものであるということを明確化しております。

この表頭の右端に「統計委員会の評価」という欄がございます。以前はワーキンググループの評価でございましたけれども、これを「統計委員会の評価」という形に変更いたしました。

そしてその下、一番右の欄の部分ですけれども「実施済は妥当」という部分につきまして、*が付いております。これは【本編】の「まとめ」の中で実施済との自己評価が妥当と評価した52項目について、この*が付いているということでございます。この*の数を数えると52になるということです。この点につきまして、この表の注2で注記を施しております。

以上が、主な修正点でございます。

それから、委員会で承認された後に修正される点が2点ございます。第1点は表紙です。審議結果報告書（案）となっておりますけれども、この（案）が取れるということでございます。

もう一点は、3ページ中ほどに下線部を施した部分がございます。これは、今日、委員会として決定するということまで見込んで書いておりますので、これが決定した場合には（P）とこの下線が取れると。同様にこのページの一番下の9月25日の項目にも（P）がございますけれども、これも決定した後は取れるということでございます。

以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきましたように、1つは目次における番号のつけ方について変更がありました。アカデミック・ジャーナルですと大体ルールが決まっていて、大きいくくりから順番にどういう記号をつけるとなっておりますが、役所の報告書には特段そういった決まりがないということで、見やすいようにという形でこのような番号の付し方をしたということでございます。

あとはページで言いますと44ページ、45ページにおける文言の訂正というようなことで、本質的に変わっているところはないと承知しております。あとは表の*をつけたということで、本文44ページにありますような79事項のうち、52が自己評価と我々統計委員会の判断が一致したということで、どれがそうだということを見やすくするために、符合したものに*がついた。付いてないものは必ずしも一致していないという明記をしたということでもあります。

この点につきまして、何か御質問、御意見がありましたら承りますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この審議結果報告につきまして、案のとおり御承認いただけますでしょうか。

（「はい」と声あり）

○樋口座長 ありがとうございます。

それでは、この（案）を取ってということにしたいと思えます。今の資料をもちまして、平成23年度の統計法施行状況に関する本委員会の報告書といたします。

なお、今回の取りまとめに当たりまして、夏にかけて短い期間ではありましたが、審議対象が現行基本計画の計画期間のちょうど中間年に当たるということで、取組を行ってまいりました。中長期的な視点も入れつつ、重点的な審議課題を中心に御審議いただきました。基本計画の取組状況に関する各府省の自己評価の妥当性ということについても、今回新たな取組ということで、私ども審議してまいりまして、たくさん貴重な意見も頂戴したところでございます。

そこで私としましては、審議結果に関する私の所感を「委員長談話」として出させていただくことを考えております。この「委員長談話」は、本日資料の参考1として添付させていただいておりますので、御覧いただきたいと思います。

本日、記者ブリーフィングが行われますが、そこにおいてもそれを御紹介したいということで、その際に取りまとめました審議結果報告と併せて、今の「委員長談話」も紹介させていただきたいと考えておりますが、御承知おきいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

2番目の議題に移ります。「その他」の報告事項です。参考2にありますように、統計委員会が「軽微な事項」と認める基幹統計調査の変更申請につきましては、総務大臣による承認手続が終了した段階で、参考資料を配布することにより委員会への報告としております。

この報告のうち、今般の東日本大震災の発生に伴いまして、震災に関連した事案につきまして、委員会において概要を報告していただくということを特にこれまでもお願いしてまいりました。今回、6月～8月の承認分及びそれにつきまして4件のうち震災関係が2件ございましたので、総務省政策統括官室から報告をお願いしたいと思います。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 政策統括官室から御説明させていただきます。

お手元の参考2という資料を御覧ください。今、委員長から御説明がありました件につきまして、上2つの特定サービス産業実態調査及び工業統計調査に係る承認事項のうち、東日本大震災関係分について御説明いたします。

1つ目の特定サービス産業実態調査ですが、この調査は我が国のサービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的といたしており、昭和48年度以降毎年実施しているものでございます。

調査対象業者ですが、経済産業省が所管するソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業など計28業種で、調査対象は全国の55,000事業所・企業を対象にいたしまして、従業者数、年間売上高、年間営業費等を把握している調査です。

東日本大震災への対応といたしましては、表中の①を御覧いただきたいのですが、これは「統計委員会が軽微な事項と認めるものの取り扱いについて」でお定めいただいておりますけれども、その調査地域からの除外に該当することによってございます。

具体的には原子力災害特別措置法の規定に基づき、原子力災害本部長、これは内閣総理大臣ですが、市町村長または都道府県知事に対して行った指示の対象となった警戒区域等を除外するというものでございます。

警戒区域等ですが、「警戒区域」のほかに「帰還困難区域」、「居住制限区域」、「避難指示解除準備区域」、「計画的避難区域」の5つの区域のことを指してございまして、これに伴いまして南相馬市、浪江町等の10市町村、市町村によっては全部または一部ですが、最大160事業所・企業を除外することになります。

この理由でございますが、本調査は調査員調査、郵送調査及びオンライン調査を併用して実施されておりますが、法令等の規制によりまして、調査員や郵便局員の現地への立

ち入りができませんので、調査員調査、郵送調査ともに実施ができないということによるものです。

なお、御参考までに申し上げますと、②と③はいずれも以前お決めいただいた経済センサス-活動調査の実施方法等に基づきまして、統計委員会の指摘事項に沿ったものでございます。したがって、東日本大震災関係ではございません。

続きまして工業統計調査でございます。

この調査は日本標準産業分類に掲げる大分類「E-製造業」に属する全国の事業所を対象とし、事業所数、従業者数、製品出荷額等を産業別、規模別、地域別等に把握することにより、我が国の工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的に毎年実施されるものでございます。本調査の歴史は古く、明治42年に創設され、大正9年には毎年調査化されております。

なお、平成22年調査以降は、従業者4人以上の45万事業所を対象とする裾切調査として実施されております。

東日本大震災関係の対応といたしましては、①の調査対象の地域的範囲から福島第一原発事故に係る警戒区域等を除外すること。②の調査方法の変更です。

①につきましては、特定サービス産業実態調査と内容は同一でございますので、説明は省略させていただきます。

②の調査方法の変更ですが、市町村による調査員調査を予定した調査区のうち、震災に伴う津波等で甚大な被害を受け、調査員調査の実施体制を確保できない岩手県、宮城県及び福島県の一部の市町村、市町村数で21、調査区数で754、事業所数で1,382について経済産業省直轄の郵送調査で実施することに変更するというものです。

説明は以上でございます。

○樋口委員長 参考2におきまして4件ほど御報告いただきましたが、うち2件が震災関係ということで、何かただいまの説明につきまして御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、報告を承ったということにしたいと思っております。ありがとうございました。震災に関連した公的統計の状況につきましては、今後も変更等がございましたら、引き続き報告のほどお願い申し上げます。

本日の議題は以上です。これで会合を終了したいと思います。事務局からお願いします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 次回の日程について御説明いたします。

次回の委員会は10月26日13時から本日と同じこの会議室で開催いたします。議題につきましては、確定次第御連絡をいたします。

○樋口委員長 以上をもちまして「第57回統計委員会」を終了いたします。

ありがとうございました。